

公立大学法人会津大学公印規程

(平成18年4月1日規程第56号)

改正 平成19年2月26日規程第82号

改正 平成20年4月1日規程第26号

改正 平成21年4月1日規程第3号

改正 平成25年3月4日規程第22号

改正 平成27年8月1日規程第32号

改正 2019年3月29日規程第18号

改正 2023年7月1日規定第5号

改正 2023年7月31日規定第18号

改正 2024年4月1日規定第10号

(この規程の目的)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公立大学法人会津大学の公印)

第2条 公立大学法人会津大学の公印の種類、名称、番号及び寸法並びに公印管理者は、次のとおりとする。

一 法人印及び大学印

公印の名称	番号	寸法 (単位ミリメートル)	公印管理者
公立大学法人会津大学印	200	方 21	会津大学事務局総務予算課長
会津大学印	201	方 21	会津大学事務局学生課長
同(免状用)	201 の 2	方 75	同
会津大学短期大学部印	202	方 21	会津大学事務局短期大学事務室長
同(免状用)	202 の 2	方 75	同
会津大学短期大学部附属図書館印	203	方 21	会津大学短期大学部附属図書館長

二 職印

公印の名称	番号	寸法 (単位ミリメートル)	公印管理者
公立大学法人会津大学理事長印	210	方 25	会津大学事務局総務予算課長
公立大学法人会津大学副理事長印	210 の 2	同	同
公立大学法人会津大学理事長印(銀行印)	211	丸 16	会津大学事務局総務予算課長

会津大学長印	212	方 21	会津大学事務局総務予算課長
同(免状用)	212 の 2	方 25	会津大学事務局学生課長
同(身分証明書等用)	212 の 3	方 15	会津大学事務局総務予算課長
同	212 の 4	方 9	同
会津大学短期大学部学長印	213	方 21	会津大学事務局短期大学事務室長
同(免状用)	213 の 2	方 25	同
同(身分証明書等用)	213 の 3	方 15	同
会津大学事務局長印	214	方 21	会津大学事務局総務予算課長
会津大学学生部長印	215	同	会津大学事務局学生課長
会津大学先端情報科学研究センター長 印	216	同	会津大学先端情報科学研究センター長
会津大学産学イノベーションセンター長 印	216 の 2	同	会津大学産学イノベーションセンター長
会津大学情報センター長印	216 の 3	同	会津大学情報センター長
会津大学復興創生支援センター長印	216 の 4	同	会津大学復興創生支援センター長
会津大学企画推進本部長印	216 の 5	同	会津大学企画推進本部長
会津大学宇宙情報科学研究センター長 印	216 の 6	同	会津大学宇宙情報科学研究センター長
会津大学短期大学部附属図書館長印	217	同	会津大学短期大学部附属図書館長
会津大学課長印	219	同	会津大学事務局総務予算課長
会津大学課長印	220	同	会津大学事務局学生課長
公立大学法人会津大学理事長職務代 理者印	221	方 25	会津大学事務局総務予算課長
会津大学長職務代理者印	222	方 21	同
同(免状用)	222 の 2	方 25	会津大学事務局学生課長
同(身分証明書等用)	222 の 3	方 15	会津大学事務局総務予算課長
同	222 の 4	方 9	同
会津大学短期大学部学長職務代理者 印	223	方 21	会津大学事務局短期大学事務室長
同(免状用)	223 の 2	方 25	同
同(身分証明書等用)	223 の 3	方 15	同

2 前項に掲げる公印のひな形は、別表第1のとおりとし、字体は、古印体を用いて浮彫りにするものとする。

(公印の管理)

第3条 公印管理者は、公印を常に確実に管理しなければならない。

2 公印は、公印管理者が定める保管場所以外に持ち出してはならない。

(その他)

第4条 福島県公印規程(昭和31年福島県訓令第23号)については準用することとし、その他法人の公印等に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

附 則

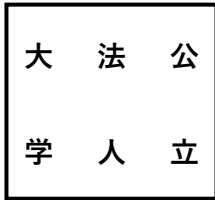
この規程は、2023年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表第1 (ひな形) (第2条関係)

200



201・201の2



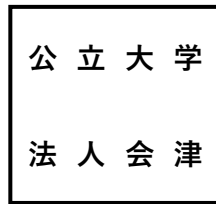
202・202の2



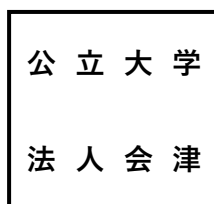
203



210



210の2



211



212・212の3・212の4



212の2



213・213の3



213の2



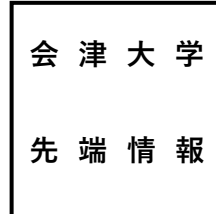
214



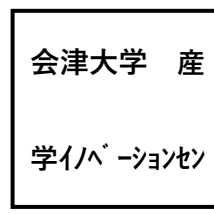
215



216



216の2



216 の 3

会津大学
情報センター長印

216 の 4

会津大学
復興創生支援
センター長印

216 の 5

会津大学
企画推進
本部長印

216 の 6

会津大学
宇宙情報

217

会津大学
短期大学
部附属図書館長印

219・220

会津大学
課長印

221

公立大学
法人会津
大学理事長
職務代理者印

222・222 の 3・222 の 4

会津大
学長職務
代理者印

222 の 2

代学会
理長津
者職
印務大

223・223 の 3

会津大学
短期大学部
学長職務
代理者印

223 の 2

代学短会
理長期津
者職大学大
印務部学